

高知県次世代型ハウス低コスト化検証事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号)第24条の規定に基づき、高知県次世代型ハウス低コスト化検証事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の目的)

第2条 県は、資材費、人件費等の増加によって、次世代型ハウスの整備費が高騰している状況を鑑み、別表に掲げる補助事業者(以下「補助事業者」という。)が行う次世代型ハウスの整備コスト低減に向けた検証を支援することを目的として、当該事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助事業者、補助内容、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額については、別表に定めるとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業者の選定)

第4条 知事は、別に定める高知県次世代型ハウス低コスト化検証事業費補助金公募要領(以下「公募要領」という。)に基づき、補助事業者を選定する。

(補助金の交付の申請)

第5条 前条の規定により選定された補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容、補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であるとき。
- (4) 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。

3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、前条第1項各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、交付決定後の増額又は20パーセントを超える減額が生じた場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助事業に係る経費の減額に伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて知事の承認を受けることができる。
 - 3 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の翌日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項

の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式による消費税仕入れ控除税額等報告書を知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第4項の規定による承認をした場合にあつては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第12条 補助金の交付は、原則として精算払とする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第13条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により繰越承認申請の提出があつた場合は、その内容の適否等について審査を行い、当該補助事業者に対して通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第8号様式による年度終了実績報告書を当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得・整備した財産については、別記第9号様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、取得財産等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第 10 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に入収入が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第 2 のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第 17 条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(事業成果の報告)

第 18 条 知事は、補助事業の成果を捕捉するため、補助事業者に対し、別記第 11 号様式による実施状況報告書の提出を求めることができる。

2 知事は、必要があると認める場合は、補助事業の成果について補助事業者に発表させることができる。

(補助事業の経理等)

第 19 条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支に関する帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の終了後7年間、知事から要求があった場合は、閲覧に供することができるよう保管しておかなければならない。

(情報の開示)

第 20 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年7月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条第3項、第14条から第20条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和4年10月25日から施行する。

別表(第3条関係)

項目	内容
補助事業者	県内に本社を有する事業者
補助内容	以下の補助要件を満たす、事業者提案による低コストな次世代型ハウスの整備にかかる経費を支援する。
補助要件	<p>1 整備するハウスについては、以下の要件を満たす仕様であること。</p> <p>①軒高 2.5m以上。 ②耐風速 35m/s 以上。 ③環境測定装置を備えること。 ④IoT クラウド「SAWACHI」へ接続すること。</p> <p>2 野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設(育苗・機械室等を除く)であること。</p> <p>3 次世代型ハウスの整備コスト低減に資する工夫により、工夫を行わない場合と比較して 10%以上のコスト削減が見込まれること。</p> <p>4 重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること。</p> <p>※留意事項</p> <p>1 整備したハウスについては、処分制限期間(14 年間)内は、任意の農業者に貸付けること。</p> <p>2 1の農業者は、国の共済制度や民間の建物共済、損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする)に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること。</p> <p>3 1、2の貸付に係る細目は、契約書に記載すること。</p> <p>4 申請は、1事業者1ハウスまでとする。</p>
補助対象経費	<p>下記の(1)～(3)に係る費用を対象とする。</p> <p>(1)ハウス本体(主骨材、ペット、樋、天窗等) (2)附帯設備(換気設備、灌水設備、暖房設備、止水シート、電照設備、環境制御装置等) (3)施工費(運賃、諸経費等を含む) (4)その他経費(被覆資材、重油流出防止装置付き燃料タンク(附帯設備、防油堤を含む)等)</p>
補助率	2分の1以内
補助対象限度額	4,050 万円/棟

(注)算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。